

松江市議会災害発生時対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市内において地震等の大規模災害が発生したときに、松江市議会が松江市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、松江市議会議員（以下「議員」という。）が市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 松江市議会議長（以下「議長」という。）は、大規模災害が発生し、副議長と協議のうえ必要と認めるときは、松江市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、会派代表者をもって充て、本部長の命を受け、災害情報の集約、提供等に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員から災害情報を収集及び整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) 必要に応じて今後の議会対応について協議すること。
- (5) その他支援本部が必要と認める事項

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 支援本部から情報提供を受けること。
- (3) 自身の安全を最優先とした上で、被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、支援本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、支援本部の事務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月25日から施行する。